

有利になつた国民年金……

きよ出制（つみたて式）年金は、どのように正されたか？

「国民年金はバカラシカ。二十才から六十才まで苦勞して保険料をかけても、老令年金は貰ゆる六十五才前に死ぬと保険料はかけ捨てになるけんナ」
こういう不満をなくすためにとり入れられたのがこの「死亡一時金」である。

三年以上保険料を納めた人が年金を貰うことなく死亡した場合、遺族に五千円以上五万二千円までの一時金がでることになった。場合によつては納めた保険料より多く返つてくることもある。

保険料免除者のための特例老令年金
この免除期間があまり長く、納めた期間が十年に満たない場

ことに改正された。
短かくなつた障害母子年金などの受給資格期間
「障害年金」、「母子年金」、「遺児年金」の支給がはじまるのは、これまで一番早くて三年後ということになつてた。三年以内はこのような状態になつても、障害、母子については額の少い福祉年金しか支給されず、遺児年金に至つては全然何も出なかつた。

福祉年金はどう改正されたか？

所得による支給制限を緩和した
「福祉年金」は十三万円以上の所得がある人には支給が停止されるが、義務教育終了前の子を扶養していれば一万五千円の加算が認められていた。これを三万円に引きあげると共にその範囲を孫、弟妹までひろげた。
なお、特に「母子福祉年金」を貰う人に有利になるよう改められていたのも注目される。

未支給年金の支給範囲の拡大
これまで年金をもらえないのに、貰わないうちに死亡した場合、その遺族のうち、その人が死亡したことによつて母子年金、遺児年金を貰える人に限つてこの「未支給年金」を貰うことができたのを改め、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹まで、貰える範囲をひろげた。

新たに準母子年金も
（福祉）年金も
これはきよ出制にも共通のことだから、現在の「母子年

加入まえの廃疾についても併合認定
改正前の「障害年金」「障害福祉年金」は、原則として国民年金制度に加入した後の傷害に

六十才からの繰り上げ減額年金
これまできよ出制「老令年金」は六十五才から支給されることになつていたのが、年金額こそ一寸少くなるが、六十才から六十五才までの自分の好きなときから「老令年金」が貰える

待望の通算年金が発足する
会社をやめて農業をしたり、また役人をやめて商売を始めた……というようにそれぞれの年金制度を転々とすると、結局どれも年限が足らずに、どこからも老後の保障をうけられないことになりかねなかつた。
そこで、これらの多くの制度間のつながりをつくつて、移り歩いた期間をたしあわせて二十年なり二十年になれば、年金（これを「通算年金」という）を支給することになった。
（国民年金課）